

## 書面決議の質問への回答

### ・特別寄付金の使用目的が不明

◎特別寄付金は、現在の集会場を建て替える時に、各世帯から、多額の寄付金を頂いて建設した経緯があり、それ以降に、町内に家を立てる場合は その世帯からも、寄付金を徴収する事に成りました。

八田第三自治会が地縁団体に、法人登記した時にも、会則に記載されて現在に至ります。

この寄付金の使いみちですが、現在この法人の世帯数も多くなり、今の集会場では手狭になって来ております。子供広場の拡張や集会場の維持管理などに使用しています。

この町内での、土地の開発時は、事前に 当法人は、特別寄付金が発生しますが、土地・建物の購入者様には、事前にご理解頂きますよう伝えてもいます。将来的には、集会場の移転も視野に入れて考えていかなければと思っています。

### ・組長会の回数が、他に自治会に比べて多いのではないか

### ・他の地域の動向を鑑みると、年2回程度となっている。

◎当自治会は、地縁団体として、法人登記をしています。色々な決め事の確認を 組長会にて行っている事が多くて役員だけで 全てを決定するのは、問題があると考えています。この羽津地区にて、法人化している自治会は、年10～12回の開催を行っていると聞いています。中には、回数の少ない自治会もある事は事実ですが、全ての事を、ごく少数の方で決定しているのは、如何かなとも 思います。

### ・組長会ははじめ、各会を web での、開催にすべきではないか

◎今回の総会も、web での開催が出来ないかを、模索しましたが 全世帯が web に対応出来ているかとの意見もあり、断念しました。今後は、web での開催が出来るように成れば良いと 私個人としては思っています。

### ・高齢世帯の増加、コロナ時代を考慮して組長会の回数を見直す時期では

◎高齢化時代において、コロナにより引きこもりが増えてきています。元気な高齢者でいてもらう為にももっともっと、人との触れ合いが大事と言われています。現在の回数でも、様々な情報の共有が少なくなってきました。

### ・自治会は、地域住民の親睦の為の会だと思いますが、住民の負担になっては意味がないと思う。

◎組長会も、地域の行事も 用事があるのに無理に参加をお願いする事はありません。防災に関しては、組長になると同時に防災隊員にも、なる仕組みになっています。これは、災害時に、何処に何があるか、どの様に避難したら良いかを知ってもらう為に、毎年、人が変わる組長になって貰っています。当法人の加入世帯の方々に、羽津地区の5か所ある、防災倉庫の中身を知ってもらう為の事とご理解をお願いします。

4月の組長会でもお伝えしましたが、出れないときは、連絡だけして下さいとお伝えもしています。

◎いつでも、宜しいので 疑問に思う事があれば、組長会の前にご連絡下されば、組長会に諮り、ご回答を出来る限りしていきたいと 思いますので宜しくお願いいたします。